

目 次

序論

民法の全体構造

第1 民法の目的・特徴	3
第2 民法の内容	3
第3 民法の指導原理	3

第1部

民法総則

第1章 民法の全体構造	7
第1 信義誠実の原則	7
第2 権利の濫用	7
第3 自力救済の禁止	7
第4 総則の概要	8
第2章 人	9
第1 人の意義	9
第2 権利能力	9
第3 意思能力と行為能力	9
第3章 法人	12
第1 法人の意義	12
第2 法人の種類	12
第3 法人の能力	12
第4 権利能力なき社団	14
第4章 物	15
第1 物権の客体＝物の意義と分類	15
第2 主物・従物	15
第3 元物と果実	16
第5章 法律行為	17
第1 法律行為の意義	17
第2 法律行為と強行規定及び公序良俗	17
第6章 意思表示	19
第1 意思表示の意義	19
第2 意思表示の構造	19
第3 意思表示の不備	19
第4 無効及び取消し	19
第5 意思の不存在	21

第6	瑕疵ある意思表示	24
第7	意思表示の到達と受領	26
第7章	代理	27
第1	代理制度の内容・機能	27
第2	代理権	28
第3	代理行為	29
第4	無権代理	32
第5	無権代理人の責任	32
第6	無権代理と追認	33
第7	表見代理	34
第8章	条件及び期限	38
第1	条件・期限の意義	38
第2	条件	38
第3	期限	38
第9章	時効	39
第1	時効制度の内容	39
第2	取得時効	42
第3	消滅時効	43

第2部 物権法

第1章	物権法総論	47
第1	物権の意義	47
第2	物権法定主義	47
第3	一物一権主義	48
第4	物権の効力	48
第5	物権の変動	49
第2章	占有権	62
第1	占有の意義	62
第2	占有者保護の根拠	62
第3	占有の態様	62
第4	占有権の承継	64
第5	占有権の効力	66
第3章	所有権	67
第1	所有権の意義	67
第2	所有権の取得原因	67
第3	共有	69

第4章 用益物権	70
第1 地上権	70
第2 地役権	71
第5章 担保物権序論	73
第1 担保物権の意義	73
第2 担保の種類	73
第3 担保物権の種類	73
第4 担保物権の通有性	74
第5 担保物権の効力	74
第6 担保物権の消滅	74
第6章 留置権	75
第1 留置権の意義	75
第2 留置権の成立要件	75
第3 留置権の性質	76
第4 留置権の効力	77
第5 留置権の消滅	77
第7章 先取特権	78
第1 先取特権の意義	78
第2 先取特権の趣旨	78
第3 先取特権の性質	78
第4 先取特権の種類	78
第5 先取特権の効力	79
第8章 質権	80
第1 質権の意義	80
第2 質権の性質	80
第3 質権の種類	80
第4 動産質	80
第5 不動産質	82
第6 権利質	82
第9章 抵当権	83
第1 抵当権の意義	83
第2 抵当権の性質	83
第3 抵当権の設定	84
第4 抵当権の効力	84
第5 抵当権侵害に対する救済	88
第6 抵当権の実行	90
第7 抵当権の消滅	93

第 10 章 非典型担保	94
第 1 非典型担保の意義	94
第 2 譲渡担保	94
第 3 所有権留保	96

第 3 部 債権総論

序論	99
第 1 債権の意義および性質	99
第 2 債権法の範囲及び特質	99
第 1 章 債権の目的	100
第 1 債権の目的～給付	100
第 2 特定物債権	101
第 3 種類債権（種類物債権，不特定物債権）	101
第 4 金銭債権の特則	103
第 5 利息債権	103
第 2 章 債権の効力	104
第 1 債権の効力	104
第 2 現実的履行の強制	105
第 3 債務不履行	106
第 4 受領遅滞	111
第 5 責任財産の保全	112
第 3 章 債権譲渡（及び債務引受）	117
第 1 債権譲渡の制度の必要性	117
第 2 指名債権の譲渡	117
第 3 指名債権譲渡の対抗要件	119
第 4 債務引受	122
第 4 章 債権の消滅	124
第 1 債権の消滅原因	124
第 2 弁済	124
第 3 供託	128
第 4 相殺	128
第 5 代物弁済	132
第 6 更改	132
第 7 免除	132
第 5 章 多数当事者の債権関係	133
第 1 総説	133
第 2 分割債権・債務関係	133

第3	不可分債権・債務関係	134
第4	連帯債務	134
第5	保証債務	136

第4部 契約総論

序論	141
第1 契約の成立要件	141
第2 契約自由の原則とその機能	141
第3 契約と信義誠実の原則	141
第4 契約の種類	143
第1章 契約の成立	144
第1 契約の成立	144
第2 申込と承諾	145
第2章 契約の効力	146
第1 契約の効力発生要件	146
第2 双務契約の特殊の効力	146
第3章 契約の解除	151
第1 解除の内容	151
第2 法定解除	152

第5部 契約各論

第1章	売買	159
第1	売買契約の意義	159
第2	性質	159
第3	売買契約の成立	159
第4	売買の効力	161
第2章	消費貸借	166
第1	消費貸借契約の意義	166
第2	性質	166
第3	消費貸借の成立	166
第4	消費貸借の効力	166
第5	消費貸借の終了	166
第6	準消費貸借	166
第3章	賃貸借	167
第1	賃貸借契約の意義	167
第2	性質	167

第3	賃貸借の成立	167
第4	賃貸借の存続期間	168
第5	賃貸借の効力	168
第6	賃貸借の終了	171
第7	建物所有のための土地の賃貸借に関する特別法（借地借家法）	173
第8	建物の賃貸借に関する特別法	174
第4章	請負	175
第1	意義	175
第2	性質	175
第3	請負の成立	175
第4	請負の効力	176
第5	特殊の解除権	178
第5章	委任	179
第1	意義	179
第2	性質	179
第3	委任の効力	179
第4	委任の終了	179
第6章	和解	180
第1	意義	180
第2	性質	180
第3	要件	180
第7章	その他の契約	181
第1	贈与	181
第2	使用貸借	181
第3	組合	182
第4	雇用	182
第5	寄託	183

第6部 契約によらないで債権関係が生ずる場合

序論	187
第1章 事務管理	188
第1 意義	188
第2 事務管理の成立要件	189
第3 事務管理の効果	190
第2章 不当利得	191
第1 意義	191
第2 趣旨	191

第3	他の請求権との関係	191
第4	不当利得の成立要件	191
第5	不当利得の効果	193
第6	不当利得の特則	194
第3章	不法行為	197
第1	不法行為の意義	197
第2	趣旨	197
第3	不法行為責任における原則	197
第4	一般不法行為の要件	198
第5	特殊的不法行為	198
第6	不法行為の効果	204

第7部 家族法

第1章	相続	211
第1	意義	211
第2	相続人→配偶者・血縁者	211
第3	相続の効力	211
第4	相続の放棄	211
第5	限定承認	211
第6	遺産分割	212
第2章	親族法	213
第1	親族	213
第2	婚姻	213
第3	親子	214
おまけ1	～細かい知識のまとめ	215
おまけ2	～家族法総ざらい	216

序論

民法の全体構造



第1 民法の目的・特徴

私法の一般法

- (1) 私法：私的生活を規律→「私人間における利益の調整」を目的とする法
- (2) 一般法：一般的な関係を規律する法（地域・人・物・事項に限定されない）
 - 「一番基本的な」法
 - cf. 特別法 特殊な事項ないし特殊な人について規定する法

■ **Example**：商法、会社法

→特別法は一般法に優先して適用される

第2 民法の内容

1 民法総則（財産法の総則としての色彩が濃い）

2 財産法

- (1) 物権：物に対する支配権
 - 総則、各則〔所有権・占有権・用益物権・担保物権〕
- (2) 債権：特定人に一定の行為を要求することを内容とする権利
 - 債権総則
 - 各則（債権の発生原因ごとに定め）
 - 〔契約（総則と典型契約）・事務管理・不法行為・不当利得〕

3 家族法

- (1) 親族法
 - 夫婦・親子関係を中心とした規律が定められている
- (2) 相続法
 - 人の死亡を原因とする財産関係の承継→財産法の側面がある

■ Check：典型

民法上明文で定められていること
cf. 非典型（無名）
民法上の規定がないこと

第3 民法の指導原理

1 私的自治

憲法の個人主義・自由権に対応

■ **Example**：所有権絶対の原則→財産権（憲法 29 条）の保障

- (1) 契約自由，所有権絶対
- (2) 過失責任→不利益を被るには、必ず本人に原因がなければならない、他人に影響されない
- (3) 自分の欲することについて、権利・義務を負う→法律行為制度

■ Check：法律行為

意思表示が（例 契約）あるとき、意思内容を裁判所が実現する制度

2 原則の修正～私的自治制約の場面

第1条（基本原則）

1 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

(1) 公序を維持するための制限

ア 公序良俗に反する法律行為→無効となる（民法 90 条）

イ 所有権に対する法律による制限

所有権の絶対不可侵→他人への損害が発生する可能性

Example：建築基準法

(2) 弱者保護のための修正

契約自由の原則への積極的な干渉

Example：借地借家法，労働基準法など